主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人秋山秀男の上告趣意第一は、憲法三八条一項違反をいうが、道路交通法七二条一項後段、一一九条一項一〇号が憲法三八条一項に違反しないことは、当裁判所昭和三七年五月二日大法廷判決(刑集一六巻五号四九五頁)の趣旨に照らして明らかであるから、所論は、理由がなく、同第二は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四八年二月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江里		清	雄
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	関	根	/]\	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	腃